

令和4年5月19日

保護者の皆様

古殿町立古殿中学校長

## 学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（重要）

5月13日（金）の福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、感染拡大防止重点対策が5月15日（日）をもって解除され、同月16日（月）から同月31日（火）までの間、基本対策の徹底と「子どもの感染拡大防止重点対策」をとることが示されました。その期間、学校の行動規準”レベル2”を継続し、下記について留意しながら学校の活動を行うことになりました。

つきましては、各ご家庭でもご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 対象期間 令和4年5月16日（月）から同月31日（火）まで
- 2 対象期間における対応
  - (1) 「感染リスクの高い学習活動」について、可能な限り感染症対策を行った上で、実施を可能とする。
  - (2) 宿泊を伴う学校行事については、その教育的意義に鑑み、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とする。
  - (3) 部活動において「感染リスクの高い活動」を実施する場合は、十分な距離を取らず、マスクを外した状態で感染した事例等を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。
  - (4) 部活動における合宿、遠征等による宿泊は停止する。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
  - (5) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施する。
  - (6) 児童生徒の同居する家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続する。
- 3 その他の対応
  - (1) 児童生徒、教職員で陽性者が判明し、学校内で感染が拡大する恐れがある場合は、学校の判断により、感染リスクの高い学習活動や部活動を停止します。
  - (2) 感染が拡大した場合または拡大しそうな場合には、次のような措置を検討する可能性がありますのでご理解をお願いします。
    - ア 学級・学年閉鎖、分散登校、オンライン授業等の実施
    - イ 少人数に分割した授業、行事の開催方式の工夫
    - ウ 部活動や校外活動等における活動方法・時間の見直し

（問い合わせ先 古殿中学校 教頭 砂子田就夫 TEL 53-3135）